

四十六 申告及び納付

改 正	後	改 正	前
(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)			(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)
17-1-4		17-1-4	
(1)		(1)	
(2) 保険業法第11条《基準日》		(2) 保険業法第11条《株主名簿の閉鎖の期間等》	
(3)		(3)	
(4)		(4)	
(5)		(5)	
(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)			(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)
17-1-5 <u>規則第35条第6号</u>		17-1-5 <u>規則第35条第5号</u>	

改 正 後								改 正 前											
付 表																			
組織再編成に係る主要な事項の明細書																			
		事業年度		：		：		法人名				事業年度		：		：		法人名	
組織再編成の態様	合併・分割() 現物出資・事後設立(・・)		組織再編成の日 (・・)		適格区分 2		適格(法第2条号該当) その他				合併・分割() 現物出資・事後設立(・・)		組織再編成の日 (・・)		適格区分 2		適格(法第2条号該当) その他		
	組織再編成に係る関連法人																		
名称及び所在地	3																		
株式保有関係	4 合第4条の2第項第号該当		(組織再編成前)(組織再編成後) 直接保有の株式の保有割合 % % 間接保有の株式の保有割合 % %																
主要な事業の種類	5 (事業関連性 有・無)		(事業関連性 有・無)		(事業関連性 有・無)		(事業関連性 有・無)												
従業者の数	6 被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数		人		合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の業務に従事する従業者の数		人												
事業規模	7 指標 売上金額・資本又は出資金の額		左の指標による規模の比較																
	従業者の数、その他()																		
役員の状況	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の特定役員																		
	役職名		氏名		合併・分割・現物出資前の役職名														
株式の組織保有が見込まれる株主等	9 氏名		株数		氏名		株数												
									(合計) ① 株										
									被合併法人等の発行済株式等の数 ①÷②		② 株								
											%								
移転した(又は移転を受けた)資産及び負債の明細	10 資産・負債の種類		帳簿価額等		資産・負債の種類		帳簿価額等												

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

- 1
.....法人税法施行規則第35条第6号
.....
.....
- 2
.....分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみをその分割の日において当該分割法人の株主等に交付をする分割
- 3
イ 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）
ロ 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）
ハ
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

- 1
.....法人税法施行規則第35条第5号
.....
.....
- 2
.....株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付する分割
- 3
イ 合併 合併期日
ロ 分割 分割期日
ハ
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11

改	正	後	改	正	前
(注)		(注)			(法人税法施行規則第35条第5号)。

四十七 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

改	正	後	改	正	前
(営業継承のために取得した株式等の平均取得価額の計算) 19-1-3株式の1株当たりの平均取得価額.....株式.....	(営業継承のために取得した株式等の平均取得価額の計算) 19-1-3株式又は出資の1株又は1口当たりの平均取得価額.....株式又は出資.....

四十八 課税標準

改	正	後	改	正	前
(特殊関係株主等が譲渡した発行済株式又は出資の総数又は総額に占める割合の判定時期) 20-2-11株式又は出資の総数又は総額.....發行済株式又は出資の総数又は総額.....發行済株式又は出資の総数又は総額.....	(特殊関係株主等が譲渡した発行済株式の総数に占める割合の判定時期) 20-2-11株式の総数.....發行済株式の総数.....發行済株式の総数.....株式.....發行済株式の総数.....

四十九 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改	正	後	改	正	前
(資本金の額等の円換算)			(資本の金額等の円換算)		

20-3-14 資本の額若しくは出資金の額又は資本金等の額
 (以下 20-3-14において「資本の額等」という。) 資本の額等

20-3-14 資本の金額若しくは出資金額又は資本等の金額 (以
 下 20-3-14において「資本の金額等」といふ。) 資本の金
 額等

五十 税額の計算等

改	正	後	改	正	前
(配当等に係る所得税額に対する税額控除の不適用)			(配当等に係る所得税額に対する税額控除の不適用)		
20-4-1			20-4-1		
..... (注) (注) (注) (注)	

五十一 経過的取扱い

改	正	後	改	正	前
(経過的取扱い(1)…合併、分割、株式交換又は株式移転に関する改正通達の適用時期)			(新設)		
この法令解釈通達による改正前の 1-2-3、1-4-1、2-1-22(3)ロ、 ハ、ホ、2-1-27(4)イ、ロ及び2-6-2 の 2 の取扱いは、会社法の施行に伴 う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号) 第 36 条《合併等に關 する経過措置》、第 72 条《合名会社等の合併に関する経過措置》又は第 105 条 《株式会社の合併等に関する経過措置》の規定によりなお従前の例によることと された合併、分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。					
(経過的取扱い(2)…資本の増加の日に関する改正通達の適用時期)			(新設)		
この法令解釈通達による改正後の 1-5-1 の取扱いは、会社法(平成 17 年法					

改 正 後	改 正 前
<p><u>律第 86 号) の施行の日以後に行われる資本金又は出資金の増加について適用し、同日前に行われた資本又は出資の増加については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(3)…役員の歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当)</u></p> <p><u>法人が次に掲げる事業年度及び期間において役員に対して支給した歩合給又は能率給のうち、この法令解釈通達による改正前の 9-2-15 の取扱いにより定期の給与とされるものは、法第 34 条第 1 項第 1 号《定期同額給与》に規定する定期同額給与に該当するものとする ((2)に掲げる期間については、(1)に掲げる事業年度についてこの経過的取扱いを受ける場合に限る。)。</u></p> <p>(1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度</p> <p>(2) (1)に掲げる事業年度のうち最も新しい事業年度終了の日の翌日から同日以後行われる役員給与の改定までの期間 (同日から 3 月を経過する日 (保険会社にあっては、4 月を経過する日) までの期間に限る。)</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(4)…出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い)</u></p> <p><u>法人が次に掲げる事業年度及び期間において支出した給与負担金の額については、この法令解釈通達による改正後の 9-2-46 に定める出向先法人の株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものとの決議がされていない場合であっても、同通達の取扱いによることができるものとする。</u></p> <p>(1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度</p> <p>(2) (1)に掲げる事業年度のうち最も新しい事業年度終了の日の翌日から同日以後行われる役員給与の改定までの期間 (同日から 3 月を経過する日 (保険会社にあっては、4 月を経過する日) までの期間に限る。)</p> <p>(3) 法人がこの法令解釈通達による改正後の 9-2-46 及び本文の取扱いの適用を受けない場合において、(1)及び(2)に掲げる事業年度及び期間において支出</p>	<p>(新 設)</p>

した給与負担金の額のうち、この法令解釈通達による改正前の 9-2-34 の取扱いにより報酬とされるものの額は、法第 34 条第 1 項第 1 号（定期同額給与）に規定する定期同額給与に該当するものとする（(2)に掲げる期間については、(1)に掲げる事業年度についてこの取扱いを受ける場合に限る。）。

（経過的取扱い(5)…自社発行の新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債）

この法令解釈通達による改正前の 13 の 2-2-13 の取扱いは、法人が平成 18 年 5 月 1 日前にその発行に係る決議をした外貨建ての転換社債型新株予約権付社債については、なお従前の例による。

（新 設）